

## ○大分市都市下水路条例

昭和59年10月13日

条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)その他の法令で定めるもののほか、本市が設置する都市下水路の管理について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水 法第2条第1号に規定する下水をいう。
- (2) 都市下水路 法第2条第5号に規定する都市下水路をいう。

(都市下水路の構造及び維持管理の基準)

第2条の2 法第28条第2項の規定により条例で定める都市下水路の構造及び維持管理の基準は、次条から第2条の5までに定めるものとする。

(平24条例78・追加)

(排水施設の構造の基準)

第2条の3 都市下水路の排水施設(これを補完する施設を含む。)の構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとしてすることができる。
- (3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。)にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないように地盤の改良、可撓継手の設置その他規則で定める措置が講じられていること。
- (6) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (7) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。
- (8) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。
- (9) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (10) まず又はマンホールには、蓋を設けること。

(平24条例78・追加)

(適用除外)

第2条の4 前条の規定は、次に掲げる都市下水路については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる都市下水路
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる都市下水路

(平24条例78・追加)

(都市下水路の維持管理の基準)

第2条の5 都市下水路の維持管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) しゅんせつは、1年に1回以上行うこと。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。
- (2) 洗浄ゲートその他の洗浄のための施設があるときは、洗浄は、1月に1回以上行うこと。

(平24条例78・追加)

(行為の許可)

第3条 法第29条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(許可を要しない軽微な変更)

第4条 法第29条第1項の条例で定める軽微な変更とは、都市下水路の機能を妨げ、又は損傷するおそれのない施設若しくは工作物その他の物件(以下「物件」という。)で、同項の許可を受けて設けた物件(地上に存する部分に限る。)に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該物件を設ける目的に附随して行うものをいう。

(許可を要しない軽微な行為の届け出)

第5条 前条及び下水道法施行令(昭和34年政令第147号。)第19条に規定する行為をしようとする者は、事前にその旨を市長に届け出なければならない。

(占用の許可)

第6条 都市下水路の敷地又は排水施設に物件(以下「占用物件」という。)を設け、継続して都市下水路の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について第3条の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

- 2 前項の占用の許可を受けた事項の変更をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、都市下水路の機能を妨げ、又は損傷するおそれのない物件の前項の許可を受けて設けた物件(地上に存する部分に限る。)に対する添加であって、前項の許可を受けた者が当該物件を設ける目的に附随して行うものについては、この限りでない。
- 3 市長は、前2項の許可をする場合においては、都市下水路の管理上必要な条件を付すことができる。
- 4 占用の許可の期間は、5年以内とする。ただし、長期にわたり占用物件を設置することが必要であると市長が認めるときは、10年以内とすることができる。

(平24条例78・一部改正)

(国等の特例)

第6条の2 前条の規定にかかわらず、国及び地方公共団体は、占用物件を設置しようとするときは、あらかじめ市長に協議しなければならない。

(平24条例78・追加)

(占用料)

第7条 市長は、第3条並びに第6条第1項及び第2項の規定による占用許可を受けた者(以下「占用者」という。)から、敷地又は暗渠に係る占用料にあつては別表第1に、開渠に係る占用料にあつては別表第2に掲げる占用料を徴収する。ただし、都市下水路に下水を排除することを目的とする占用物件及び市長が特別の理由があると認めるものについては、占用料を減免することができる。

(平24条例78・一部改正)

(占用料の算定)

第8条 占用料は、次の各号に掲げる方法により算定する。

- (1) 許可を受けた期間が1年未満のときは、月割計算を行う。ただし、1年未満のときは、1月とする。
- (2) 占用料を算定する場合、計算単位に端数が生じたときは、1単位に切り上げる。
- (3) 種別ごとに1件の占用料の額が100円未満のときは、100円とする。

(占用料の徴収)

第9条 占用料は、許可の際徴収する。ただし、占用許可の期間が1年を超えるときは、その初年度分については許可の際に、次年度以降の分については当該年度分をその年度の5月末日(その日が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、これらの日の翌日)までに徴収する。

2 前項ただし書の場合において、占用料が特に多額であるとき又はその他の理由により一時に全額を徴収することが困難であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、次年度以降の分に限り、これを年2回に分割して徴収することができる。

(平元条例30・一部改正)

(占用料の不還付)

第10条 既に徴収した占用料は、還付しない。ただし、市長が占用の期間内に法第38条第2項の規定に基づき占用の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更したとき又は天災その他特別の理由により許可を受けた者が占有できなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復)

第11条 占有者は、次の各号の一に該当するときは、当該占有物件を除却し、都市下水路を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当であると市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 占有期間が満了したとき。
- (2) 当該占有物件を設ける目的を廃止したとき。
- (3) 次条の規定により、占有許可を取り消され、又は原状回復を命ぜられたとき。

2 市長は、占有者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(監督処分)

第12条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市下水路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市下水路の保全又は一般の利用上著しい支障が生じた場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、都市下水路の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(規則への委任)

第13条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、10,000円以下の過料を科すことができる。

- (1) 第3条又は第6条第1項若しくは第2項の規定による許可を受けないで当該行為をし、又は占有をした者
- (2) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者
- (3) 第11条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (4) 第12条の規定による市長の命令に違反した者

(平24条例78・一部改正)

第15条 偽りその他不正な行為により占有料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(平11条例37・一部改正)

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科する。

附 則

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に都市下水路の敷地又は施設に関し、権限に基づき、第6条第1項に規定する占有物件を設けているもの(工事中のものを含む。)がある場合においては、その権限に基づいてなお当該占有物件を設けることができるものとされている期間に限り、従前と同様の条件により、当該占有物件の設置について同項の許可を受けたものとみなす。

附 則(昭和61年条例第44号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和62年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例による改正後の条例別表の規定は、施行日以後の占有許可に係る占有料について適用し、施行日前の占有許可に係る占有料については、なお従前の例による。

附 則(平成元年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の大分市都市下水路条例の規定は、平成6年度分の占有料から適用し、平成5年度分までの占有料については、なお従前の例による。

附 則(平成11年条例第37号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第78号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に存する都市下水路でこの条例による改正後の第2条の3の規定に適合しないものについては、これらの規定(その適合しない部分に限る。)は、適用しない。ただし、この条例の施行の日後に改築(災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。)の工事に着手したものの当該工事に係る区域又は区間については、この限りでない。

附 則(平成25年条例第17号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 別表第1(第7条関係)

(平24条例78・全改、平25条例17・一部改正)

敷地又は暗渠に係る占用料

占用物件		単位	金額(円)	摘要
電柱、電線、変圧塔、公衆電話所、郵便差出箱、広告塔その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本につき1年	690	
	第2種電柱		1,100	
	第3種電柱		1,400	
	第1種電話柱		620	
	第2種電話柱		990	
	第3種電話柱		1,400	
	その他の柱類		62	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6	
	地下に設ける電線その他の線類		4	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	600	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	370	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,200	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		520	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,600	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,200		
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	26	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		37	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		56	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		74	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		110	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		150	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		260	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		370	

	外径が1メートル以上のもの		740		
鉄道、軌道その他これらに類する施設及び歩廊その他これらに類する施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,200		
地下室、通路、浄化槽、その他これらに類する施設	地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額		
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額		
	上空に設ける通路			800	
	地下に設ける通路			480	
	その他のもの			1,200	
露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	16	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	160	
看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	160	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,600	
	標識		1本につき1年	990	
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	16	
		その他のもの	1本につき1月	160	
	幕(工施用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	16	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	160	
	アーチ	敷地を横断するもの	1基につき1月	1,600	
		その他のもの		800	
	太陽光発電設備及び風力発電設備		占用面積1平方メートルにつき1年	1,200	
津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設			Aに0.025を乗じて得た額		
工施用板囲、足場、詰所その他の工施用施設及び土石、竹木、瓦その他の工施用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	160		
防火地域において既存建築物に代えて耐火建築物を建築する場合における			120		

る当該耐火建築物の工事期間中の仮設店舗その他の仮設建築物			
建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	1,410	用途を問わず柱建、屋根葺きのもの 屋根のないもの(工事用のものを除く。)
物置場		260	
作業場		70	
その他	市長がその都度定める。		

備考

- 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 広告塔及び看板の表示面積とは、表示部分の面積の最も大きな一面の面積とする。
- Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

別表第2(第7条関係)

(平24条例78・追加)

開渠に係る占用料

種類	単位	占用料年額(円)		摘要
		1級地	2級地	
電柱	1本	890	890	
電話柱	1本	330	330	電柱であるものを除く。
鉄塔	1本	1,130	1,130	
建築物	1平方メートル	1,410	410	用途を問わず柱建、屋根葺きのもの
通路及び通路橋	1平方メートル	1,130	260	幅4メートル以下のものを除く。
物置場	1平方メートル	260	120	屋根のないもの
作業場	1平方メートル	70	40	屋根のないもの
広告板	1板	2,830	1,410	板面2平方メートル未満のもの
	1板	5,670	2,830	板面2平方メートル以上のもの
広告塔	1基	22,730	11,360	最大径1.5メートル未満であって高さ5メートル未満のもの

	1基	42,220	22,730	最大径1.5メートル以上又は高さ5メートル以上のもの
その他	市長がその都度定める。			

備考 1級地とは市街化区域を、2級地とは市街化区域以外の区域をいうものとする。